

姫路市屋外広告物条例等の一部改正について

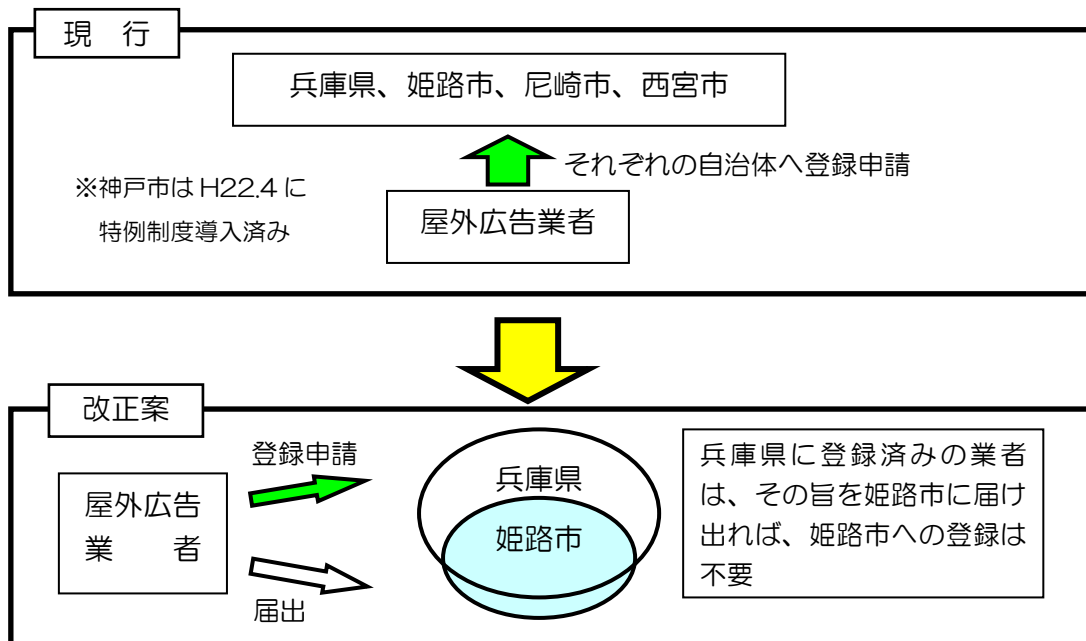
1 屋外広告業登録に係る特例制度の導入（平成23年4月1日施行）

現行制度では、姫路市内で屋外広告業を営もうとする業者は、姫路市で屋外広告業の登録をする必要がありますが、今回の改正では、兵庫県で屋外広告業の登録をした業者は、姫路市にその旨を届け出ることにより、姫路市での登録を要しないこととする特例制度を導入します。

この制度の導入により、登録申請者の負担が軽減されるほか、本市での行政処分のみならず、兵庫県が行う行政処分も本市で効力を持つこととなり、悪質業者の排除と優良業者の育成を図ることが期待されます。

【主な内容】

- ・ 兵庫県で屋外広告業の登録をした業者は、姫路市内で屋外広告業を営もうとする場合においても、姫路市での登録は要しない。この場合、登録に代えて、姫路市に届出を行わなければならない。（届出事項に変更があったときは、変更の届出が必要。）
- ・ 廃業の届出、業務主任者の選任、標識の掲示、帳簿の備付け等については、本市に登録している屋外広告業者と同様とする。
- ・ 兵庫県の登録を受けない業者は、これまでどおり姫路市に登録することも可能だが、兵庫県の登録を受けたときは、姫路市の登録は無効となる。（届出が必要となる。）
- ・ 兵庫県で屋外広告業の登録をした業者で本市において屋外広告業を営むものが条例、処分等に違反した場合等には、市長は、6月以内の期間で営業の停止を命ずることができる。
- ・ 営業停止の処分を受けた業者がその停止命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に、また、届出を怠った場合は、5万円以下の過料に処する。
- ・ 経過措置として、施行日現在において姫路市の屋外広告業の登録を受けている業者は、その登録の有効期間が満了するまでの間は、姫路市の登録は無効とならない。



2 屋外広告物に関する規制の見直し（平成22年11月1日施行）

(1) 電車の車体を利用するもの

現行制度では、禁止地域等を走行する電車の車体に自社用以外の広告物※（商業広告）を表示することができませんが、県内及び近隣の他都市においては表示可能となっている状況に鑑み、電車について禁止地域等の適用を除外し、自動車と同様に、許可を受ければ市内全域で商業広告を表示できるようにするものです。

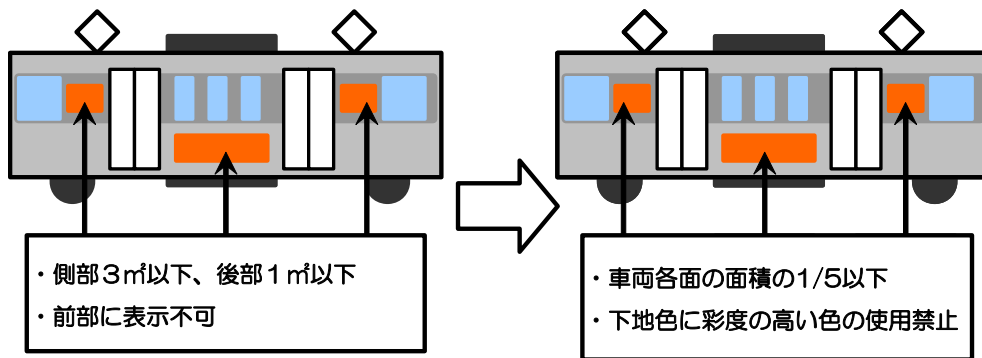
（※ 自社用広告物（所有者の名称・商標又は自己の事業・営業の内容を表示する広告物）については、従来から表示可能（許可不要）となっている。）

① 許可の基準

- ・ 車両1両の各面における表示面積の合計は、車両各面の面積の5分の1以下
- ・ 地色に彩度の高い色の使用禁止（表示する箇所の車両の色とする場合は使用可）
（ラッピング車両は、地域の景観と調和した色彩・意匠とする場合は、基準を適用しない。）

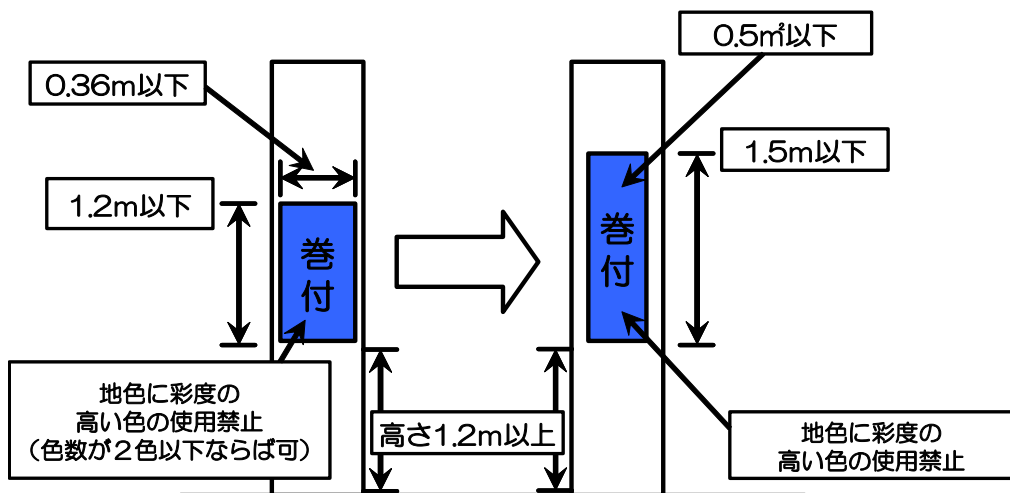
② 許可手数料

1両につき3,000円



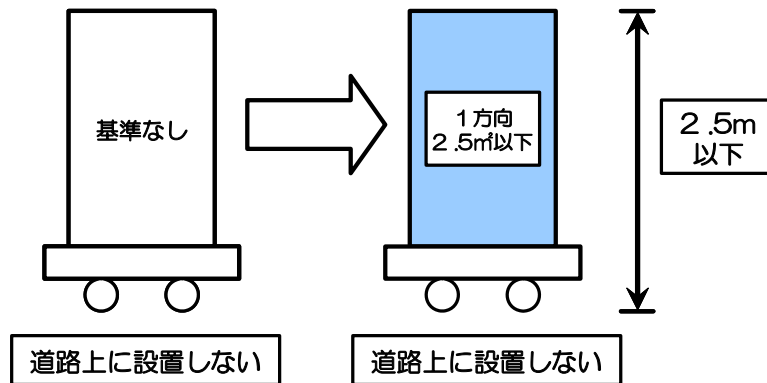
(2) 電柱を利用するもの

巻き付けるものについて、縦は1.5m以下、表示面積は0.5㎡以下とします。



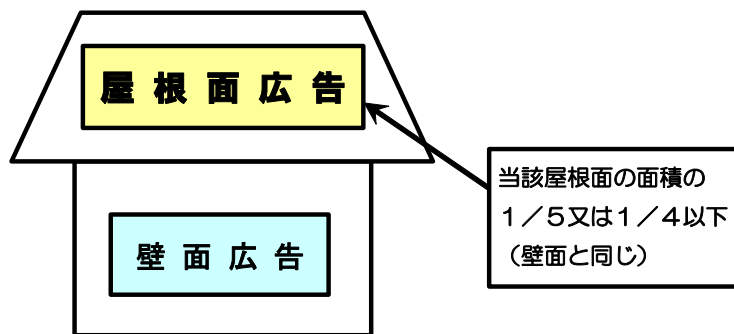
(3) 置看板

新たに基準を設けるもので、高さは2.5m以下、表示面積は1方向2.5㎡以下（合計5㎡以下）とします。



(4) 屋根面を利用するもの

壁面利用広告物の許可基準に、屋根面を利用する広告物の許可基準を追加するもので、屋根面の面積の5分の1（商業系地域では4分の1）以下とします。

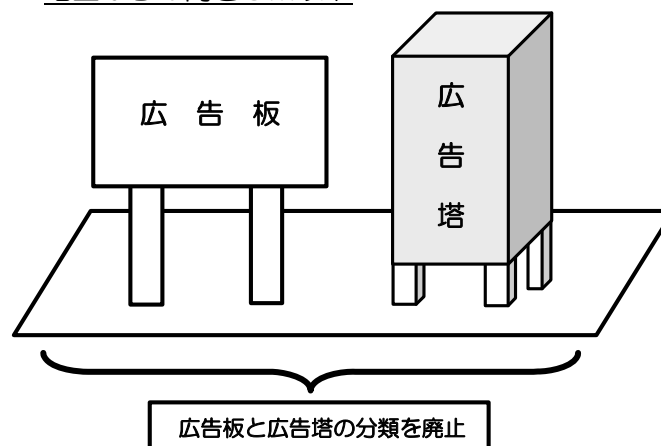


(5) 自己の敷地に建植えるもの・自己の敷地外に建植えるもの

「広告板」・「広告塔」の分類を廃止し、規定の簡略化を図ります。

自己敷地内：1方向20㎡以下、接する2方向の合計30㎡以下、合計60㎡以下、地上からの高さ1.5m以下

自己敷地外：1方向10㎡以下、接する2方向の合計1.5㎡以下、合計30㎡以下、地上からの高さ5m以下



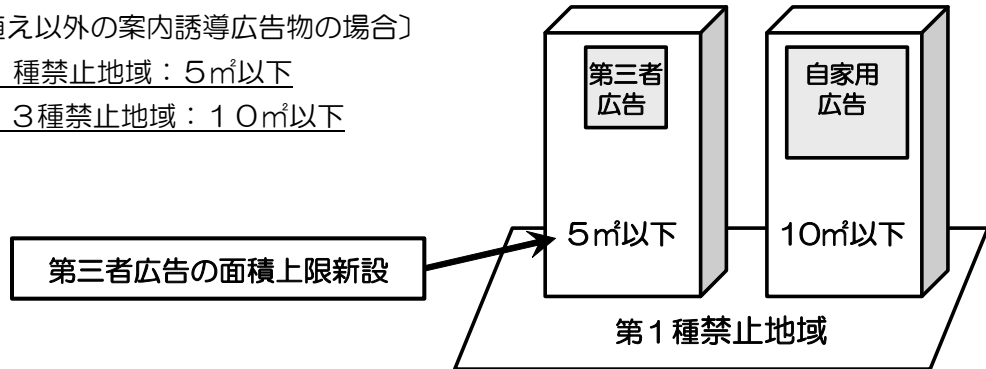
(6) 禁止地域内に表示する自家用以外の広告物

禁止地域では、自家用広告物の表示については面積や色彩に関する基準を定めていますが、自家用以外の広告物（建植えするもの以外）についても面積基準を設け、禁止地域内における広告物の表示の均衡化を図ります。

〔建植え以外の案内誘導広告物の場合〕

第1種禁止地域：5㎡以下

第2・3種禁止地域：10㎡以下



(7) LEDを使用する広告物

禁止地域や一定以上の高層部分において使用不可となっていたが、その光源が直接視認できない内部照明、間接照明等としての広告物への使用を可能にします。

(8) 公共団体等が設置する広告物

公共団体等が表示する広告物については、一般の広告物に対して定められているような規制がないため、一般の広告物に対して定められている許可基準に適合するよう努力義務の規定を設けます。

(9) 野里街道地区に表示する広告物（※付加基準）

野里街道周辺を歴史的町並み景観形成地区として指定することに伴い、付加基準（区域に応じて、共通基準に付加する基準）を設けます。

付加基準の概要	
区分	基準
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な町並みの連続性に配慮した規模・形態・意匠とする ・地色は建築物と同系色又は無彩色とする
屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・表示し、又は設置しない
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・光源を用いる場合は、間接照明とする
壁面突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物1棟につき1個 ・建築物の壁面から1m以下
建植え広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則設置しない（やむを得ない場合は、次に該当すること） ・数量1個 ・上端の地上からの高さ5m以下、かつ、建築物の高さ以下 ・横幅1m以下
広告旗	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な素材・意匠を用い、歴史的な町並み景観に寄与すると認められるものとする
看板	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ1m以下 ・1方向の表示面積0.5㎡以下、かつ、合計表示面積1㎡以下
電柱利用広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・表示し、又は設置しない